

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月27日
【届出者の名称】	アトミクス株式会社
【届出者の所在地】	東京都板橋区舟渡三丁目 9 番 6 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田富山町18番地
【電話番号】	03 (5297) 1801
【事務連絡者氏名】	管理統括部長 富士田 学
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	アトミクス株式会社 (東京都板橋区舟渡三丁目 9 番 6 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注 2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 7) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、アトミクス株式会社を指します。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元や株主資本の充実を経営上の重要課題として捉えるとともに、将来の事業展開や戦略上必要な投資に備えて利益の一部を内部留保資金とすることで、経営基盤や財務体質の強化をはかり、継続的で安定的な配当を行うことを配当政策の基本方針として、塗料販売事業と施工事業に取り組んでおります。

このような状況の下、平成25年7月上旬、当社の筆頭株主である西川不動産株式会社（以下「西川不動産」といいます。）より保有する当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数（本書提出日現在）9,440,000株に対する割合にして33.66%（小数点以下第3位を切り捨て、以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））の一部2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。西川不動産は、当社の創業家である西川正洋氏が代表取締役を務める資産管理業務を行う会社であり、また当社のその他の関係会社に該当いたします。西川正洋氏は当社の代表取締役等を歴任後、平成23年6月29日に取締役を退任し、現在は当社社長として当社の発展のため助言及び指導を頂いております。西川不動産と当社とは役員の兼任はございませんが、当社及び当社の子会社であるアトムテクノス株式会社は、西川不動産から事務所を賃借しており、平成25年3月期の取引金額は当社が8,968千円、アトムテクノス株式会社が2,580千円、両社合わせて11,548千円です。

当社は、西川不動産からの連絡を受けて、その対応について慎重に検討いたしました。その結果、当社が西川不動産の保有する当社普通株式の買取りを行わず、西川不動産が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の出来高に照らせば、まとまった数量の株式が市場に放出され続けることになり、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に西川不動産が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡される場合には、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様への利益を継続的かつ持続的に維持向上することへの貢献が可能な者に譲渡されることを期待するものの、必ずしもそうした期待通りにならない場合には、当社の企業価値並びに既存株主の利益への影響が大きいこと、安定的な株主構成の維持の観点から自己株式として取得することが、当社の1株当たりの当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主価値に資すること、また自己株式の取得を行った場合においても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、株主の皆様に対する当社の基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、西川不動産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして24.36%）を上限としております。

本公開買付けの買付資金（約940,000千円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成25年6月27日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の当社の貸借対照表における手元流動性（現金及び預金）は2,019,842千円であり、本公開買付けの買付資金として約940,000千円を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

上記を受け、当社は平成25年7月中旬に西川不動産に対し、昨年8月以降のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値である400円で当社が公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、西川不動産からは平成25年7月中旬に本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30%）につき応募する旨、また、本公開買付けに対して応募がなされなかった当社普通株式978,427株（発行済株式総数に対する割合にして10.36%）につきましては今後も継続的に保有する見込みであり、西川正洋氏も引き続き当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂ける旨の回答を得ております。

以上を踏まえ、当社は平成25年8月26日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は本書提出日現在において既に自己株式を997,940株保有していますが、本公開買付け後に保有することになる自己株式（最大3,297,940株、発行済株式総数に対する割合にして34.93%）については、処分等の方針については未定であるものの1,000,000株を残し、その他は当事業年度内を目処に消却する予定です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

9,440,000株（平成25年8月27日現在）

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	2,300,100	920,040,000

（注1）取得する株式の総数の発行済株式総数に占める割合は24.36%です。

（注2）取得する株式の総数2,300,100株は取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

（注3）取得価額の総額は取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

（注4）取得することができる期間は平成25年8月27日から平成25年10月18日までです。

(4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成25年8月27日（火曜日）から平成25年9月25日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成25年8月27日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金400円
算定の基礎	<p>当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付によって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視して当社普通株式の市場価格を基礎に、本公開買付けの買付価格を検討いたしました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、JASDAQにおける本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成25年8月26日の前営業日（平成25年8月23日）までの直近の当社普通株式の終値に加えて、一定期間の株価推移を考慮する必要があると判断いたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>これらの考え方に基づき、買付価格の算定の基礎となる当社普通株式の市場価格としては、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年8月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年8月22日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値420円、過去1ヶ月間（平成25年7月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。</p> <p>また、ディスカウント率については本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年8月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値400円を参考に検討いたしました。この結果、平成25年8月26日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年8月25日）までの過去12ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値434円（円未満四捨五入）に対して7.83%のディスカウントとなる400円（円未満四捨五入）を本公開買付けの価格とすることを決定いたしました。</p>

	<p>本公開買付けの価格400円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年8月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年8月22日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値420円に対し4.76%ディスカウント、過去1ヶ月間（平成25年7月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）に対し4.76%ディスカウント、過去3ヶ月間（平成25年5月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）に対し7.62%ディスカウント、過去6ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）に対し7.40%ディスカウント及び過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）に対し7.83%ディスカウントした価格です。</p> <p>また、本公開買付けの価格400円は、本書提出日の前営業日（平成25年8月26日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値425円に対し5.88%ディスカウントした価格です。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元や株主資本の充実を経営上の重要課題に位置付けるとともに、戦略上必要となる将来の投資に備えて利益の一部を内部留保資金とすることで、経営基盤や財務体質の強化をはかり、継続的で安定的な配当を行うことを配当政策の基本方針としてまいりました。</p> <p>このような状況の下、平成25年7月上旬、当社の筆頭株主である西川不動産より、その保有する当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数に対する割合にして33.66%）の一部2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。西川不動産は、当社の創業家である西川正洋氏が代表取締役を務める資産管理業務を行う会社であり、また当社のその他の関係会社に該当いたします。西川正洋氏は当社の代表取締役等を歴任後、平成23年6月29日に取締役を退任し、現在は当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂いております。西川不動産と当社の役員の兼任はございませんが、当社及び当社の子会社であるアトムテクノス株式会社は、西川不動産から事務所を賃借しており、平成25年3月期の取引金額は当社が8,968千円、アトムテクノス株式会社が2,580千円、両社合わせて11,548千円です。</p> <p>当社は、西川不動産からの連絡を受けて、その対応について慎重に検討いたしました。その結果、当社が西川不動産の保有する当社普通株式の買取りを行わず、西川不動産が保有する当社普通株式が市場で売却された場合には、JASDAQにおける当社普通株式の出来高に照らせば、まとまった数量の株式が市場に放出され続けることになり、当社普通株式の市場価格に長期的な影響を与える可能性が高いこと、仮に西川不動産が保有する当社普通株式が第三者へ譲渡される場合には、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様への利益を継続的かつ持続的に維持向上することへの貢献が可能な者に譲渡されることを期待するものの、必ずしもそうした期待通りにならない場合には、当社の企業価値並びに既存株主の利益への影響が大きいため、安定的な株主構成の維持の観点から自己株式として取得することが、当社の1株当たりの当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率が向上する等株主価値に資すること、また自己株式の取得を行った場合においても当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、株主の皆様に対する当社の基本方針に合致すると判断いたしました。</p>

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、西川不動産以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から2,300,000株（発行済株式総数に対する割合にして24.36%）を上限としております。

本公開買付けの買付資金（約940,000千円）については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成25年6月27日に提出した第66期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の当社の貸借対照表における手元流動性（現金及び預金）は2,019,842千円であり、本公開買付けの買付資金として約940,000千円を充当した後も当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

上記を受け、当社は平成25年7月中旬に西川不動産に対し、昨年8月以降のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値である400円で当社が公開買付けを実施した場合における応募の可否を打診したところ、西川不動産からは平成25年7月中旬に本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（発行済株式総数に対する割合にして23.30%）につき応募する旨、また本公開買付けに対して応募がなされなかった当社普通株式978,427株（発行済株式総数に対する割合にして10.36%）につきましては今後も継続的に保有する見込みであり、西川正洋氏も引き続き当社会長として当社の発展のため助言及び指導を頂ける旨の回答を得ております。

当社普通株式の適正な時価は、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成25年8月23日、ただし当該日に終値がなかったため直近で終値のある平成25年8月22日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値420円、過去1ヶ月間（平成25年7月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値420円（円未満四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年5月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値433円（円未満四捨五入）、過去6ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値432円（円未満四捨五入）及び過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）を参考にいたしました。

ディスカウント率は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年8月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の最安値400円を参考に算定しました。

その結果、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前日（平成25年8月25日）までの過去12ヶ月間（平成24年8月26日から平成25年8月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値434円（円未満四捨五入）から7.83%のディスカウントとなる400円（円未満四捨五入）を本公開買付けの価格とすることを決定いたしました。

	<p>以上を踏まえ、当社は平成25年8月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3)【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,300,000 (株)	(株)	2,300,000 (株)
合計	2,300,000 (株)	(株)	2,300,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(2,300,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(2,300,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

- 1 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合
本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。
配当とみなされる金額については、10.147%(所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。
 - 2 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合
配当とみなされる金額について、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。
応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7.147%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。(注2)
外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。)を指します。以下同じです。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年9月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成25年10月17日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。(注2)
外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類(注1)が必要になります。
- (注1) 本人確認書類について
- 公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。
 - 個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの)
 - 法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。
 - 外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。
- (注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
（その他の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の全国各支店）

(3)【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「（4）上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

7【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金】

買付代金（円）(a)	920,000,000円
買付手数料(b)	15,000,000円
その他(c)	5,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	940,000,000円

（注1） 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数（2,300,000株）に1株当たりの買付価格（400円）を乗じた金額を記載しています。

（注2） 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

（注3） 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

（注4） その他公開買付代理人に支払われる諸経費等がありますがその額は未定です。

（注5） 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	1,267,162,944円
	計	1,267,162,944円

8【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2)【決済の開始日】

平成25年10月18日（金曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額（注）は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主の場合

- 1 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。）。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

- 2 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として課税されません。

法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7.147%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成25年9月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成25年10月17日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(4)【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「（1）法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「（2）公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(2,300,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数(2,300,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社の筆頭株主である西川不動産は、本書提出日現在、当社普通株式3,178,427株（発行済株式総数9,440,000株に対する割合33.66%）を保有しておりますが、同社より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である2,200,000株（同23.30%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

(1)【発行者の沿革】

(2)【発行者の目的及び事業の内容】

(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

(3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)						
	平成25年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
月別							
最高株価(円)	436	424	444	465	441	470	453
最低株価(円)	422	406	408	426	422	408	412

(注) 最高・最低株価は平成25年7月15日までは大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであり、平成25年7月16日以降については東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものです。なお、平成25年8月については、8月26日までのものです。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 第66期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)平成25年6月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第67期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)平成25年8月7日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

アトミクス株式会社

(東京都板橋区舟渡三丁目9番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)